

# 新型コロナウイルスへの経済対策について

## NEW 苫小牧市飲食店等支援給付金

緊急経済対策給付金室 ☎(32)6445

新型コロナウイルス感染症の影響で、年末年始の売上げが大幅に減少した飲食店などを対象に支援金を店舗ごとに給付します。

**対象要件** 次の①～⑤を全て満たすこと ①日本産業分類の「宿泊業、飲食サービス業」に属する店舗 ②令和2年11月末までに食品衛生法における「飲食店営業」または「喫茶店営業」許可を持つ店舗 ③苫小牧市内の法人または個人事業主が市内で営業している店舗 ④令和2年12月または令和3年1月の売上げが、対前年同月比で30%以上減少していること（店舗ごとの比較。新規開店などで前年度比較ができない場合は、令和2年11月と比較） ⑤新北海道スタイルを実践していること

**給付額** 1店舗につき10万円（同一事業者が複数店舗を営んでいる場合、それぞれの店舗で対象要件を満たせば、10万円×店舗分を給付）

**申請期限** 令和3年3月1日(月)（消印有効）

**申請先** 原則郵送で緊急経済対策給付金室

▲詳細は☎をご覧ください



## 中小企業支援について

緊急経済対策給付金室 ☎(32)6445

国や道、市などの中小企業支援についての相談・紹介はこちら ▶



## 生活困窮者自立相談支援窓口

生活のことでお悩みの方へ相談窓口を設置しています。

相談窓口 総合福祉課（市役所1階13番窓口） ☎(32)6189

## 税金や保険料の免除の相談はこちら

市税納付等の徴収猶予について	市納税課 ☎(32)6274
道税の納税や申告について	苫小牧道税事務所 ☎(32)5191
国民年金保険料免除・納付猶予について	市保険年金課 ☎(32)6429

## プレミアム付商品券の使用期限は2月7日(日)まで

緊急経済対策給付金室 ☎(32)6532

プレミアム付商品券の使用期限は2月7日(日)までです。商品券をお持ちの方は期限までにご使用ください。なお、期限を過ぎた商品券はご使用になれませんのでご注意ください。



## ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

子ども支援課 ☎(32)6416

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給しています。この給付金は、**児童扶養手当の申請をされていない方も、条件を満たせば対象となります。**また、1回の申請で、基本給付の支給と再支給の両方の支給が可能ですのでお問い合わせください。

**申請が必要な方** ①公的年金等受給（障害年金や遺族年金）により、令和2年6月分の児童扶養手当が支給されない方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の稼働収入が児童扶養手当対象水準まで下がった方

**給付額** 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

**必要書類** 申請書（子ども支援課で配布）、印鑑、身分証明書、通帳、年金証書または年金額改定通知書（年金受給者）、給与明細など収入が確認できる書類（令和2年2月以降かつ、ひとり親世帯になった月の翌月以降任意の1カ月分）、戸籍謄本（児童扶養手当の申請をされていない方）

**申請期限** 令和3年2月26日(金)（消印有効）

**申請先** 直接または郵送で子ども支援課

▲詳細は☎をご覧ください



※令和2年6月分の児童扶養手当受給者には令和2年8月11日および12月28日に支給済みです。ただし、平成31年度の児童扶養手当現況届未提出の方は、給付金の支給を保留しています。早急に現況届を提出してください

## 国民健康保険税、介護・後期高齢者医療保険料の減免申請をお忘れなく

保険年金課 減免について=☎(32)6426  
傷病手当金について=☎(32)6425

■各保険税（料）の減免について  
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が3割以上減少した方などを対象に各保険税（料）の減免を行います。申請期限は3月31日(水)ですので、対象となる可能性のある方は、早めにご相談ください。

■傷病手当金について（国保・後期高齢）  
新型コロナウイルス感染症への感染または感染疑いのため労務不能で給与が支払われない、または減額された方を対象に傷病手当金が支払われます。

※詳細は、各保険税（料）の納税（入）通知書に同封の書類をご確認ください

